

令和3年9月分児童手当受給の証明書類について (公務員向け)

北名古屋市が令和3年9月分の児童手当（児童手当法附則第2条第1項の特例給付を除く。以下同じ。）を給付している方に対しては、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金は積極支給（申請書の提出なく意思の確認のみで支給）をしています。公務員の方については、児童手当を所属庁が支給しているため、北名古屋市では児童手当の受給が確認できないため、申請書とあわせて「令和3年9月分の児童手当を受給していること」の証明書類をご提出いただく必要があります。

■「令和3年9月分の児童手当を受給していること」の証明書類

- 1 所属庁から書類が交付されていて以下の①、②の両方を満たす場合は、その書類の写し
 - ①支給月額又は振込額（簡易確認方法により児童手当が本則給付であることが分かる場合に限る）が記載されている。
 - ②対象期間又は振込月が記載されている。
- 2 児童手当の振込が通帳で確認でき、以下の①～③をすべて満たす場合は、通帳の該当ページの写し
 - ①通帳の児童手当振込部分の記載が児童手当、ジドウテアテと明記されている。（〇〇シカイケイカンリシャ、〇〇シヤクショ、テアテなどは不可）
 - ②令和3年10月の振込である。
 - ③簡易確認方法により振込額が本則給付であることが分かる。
- 3 上記1又は2以外の場合は、所属庁が発行する証明書（参考様式がありますので、必要に応じてご使用ください。）

○令和3年9月分の児童手当が本則給付である（特例給付でない）ことの簡易確認方法

- ① 通知書、通帳等で令和3年10月に児童手当が振り込まれていることを確認する。（6～9月の4か月分がまとめて10月に支給されています。）
- ② その児童手当の振込額を4で割る
- ③ その額をさらに支給対象児童（中学生以下の児童）数で割る
- ④ その額が5,000円となった方は特例給付、それ以外の方は本則給付。

※支給期間の途中で対象児童の人数が増減した方は判定できません。
所属庁が発行する証明書の発行を受けてください。